

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律 の一部を改正する法律案の概要

第14回 児童虐待対応における司法関与及び
特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会

資料1-1

平成29年3月13日

改正の趣旨

虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる。

※ 昨年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第63号)の附則において、施行後速やかに裁判所の関与の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしてされている。

改正の概要

1. 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与（児童福祉法）

- ① 里親委託・施設入所の措置の承認(児童福祉法第28条)の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとし、都道府県は、当該保護者指導の結果を家庭裁判所に報告することとする。
- ② ①の勧告を行い、却下の審判をする場合(在宅での養育)においても、家庭裁判所が都道府県に対して当該保護者指導を勧告することができることとする。
- ③ ①及び②の場合において、家庭裁判所は、勧告した旨を保護者に通知することとする。

2. 家庭裁判所による一時保護の審査の導入（児童福祉法）

- 児童相談所長等が行う一時保護について、親権者等の意に反して2ヶ月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないこととする。

3. 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大（児童虐待の防止等に関する法律）

- 接近禁止命令について、現行では、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合にのみ行うことができるが、一時保護や同意のもとでの施設入所等の措置の場合にも行うことができることとする。

4. その他所要の規定の整備

施行期日

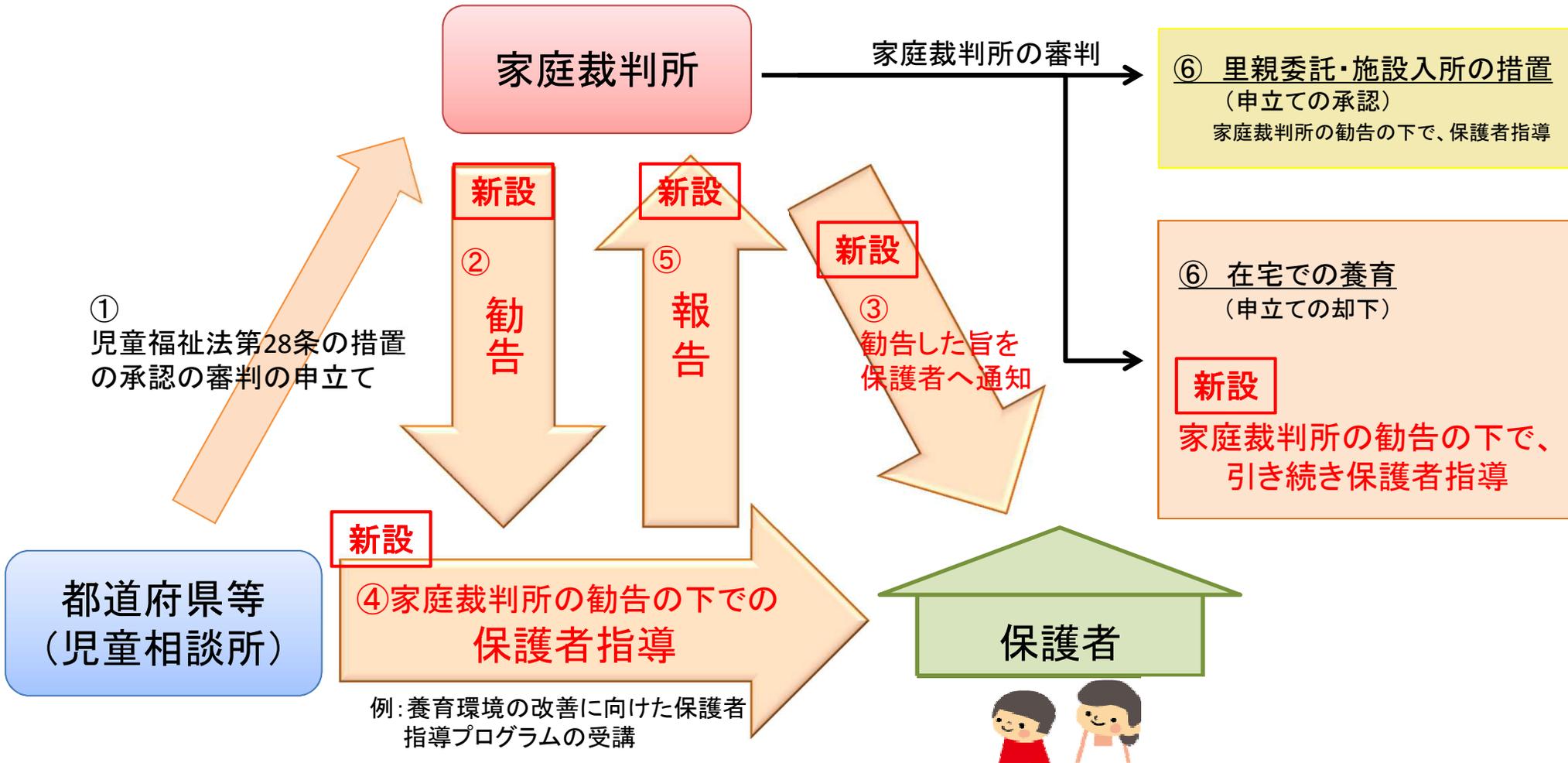
公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(予定)

1. 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与

家庭裁判所の勧告の下での保護者指導(在宅等)の創設



指導の実効性向上により、**良好な家庭養育の確保**



2. 家庭裁判所による一時保護の審査の導入

現行

- 一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2ヶ月を超えてはならない。
- 親権者等の意に反して2ヶ月を超えて一時保護を行う場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。



改正案

- 一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2ヶ月を超えてはならない。
- 親権者等の意に反して2ヶ月を超えて一時保護を行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならない。

※ 親権者等の同意なく2ヶ月を超えて行う一時保護の件数(H28雇用均等・児童家庭局調べ)
・年間468件(推計値)
(参考)
施設入所等の承認(児童福祉法第28条)の申立ての件数(H27福祉行政報告例)
・年間277件

3. 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大

現行

- 接近禁止命令を行うことができる場合
・ 親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合



改正案

- 接近禁止命令を行うことができる場合
・ 親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合
・ 親権者等の同意のもとでの施設入所等の措置が採られている場合
・ 一時保護の場合

※ 例えば、性的虐待を受けた児童・生徒について、一時保護や同意入所措置が行われている場合に、加害者(保護者)の待ち伏せの危険があるために通学できない、といった課題への対応が可能となる。